

## 司法試験法【予備試験関係抜粋】

( 司法試験の受験資格等 )

第4条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、3回の範囲内で受けることができる。

司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間

- 2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。)においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の4月1日から2年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であっても、同様とする。

( 司法試験予備試験 )

第5条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試験を受けようとする者が前条第1項第1号に掲げる者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

- 2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

憲法  
行政法  
民法  
商法  
民事訴訟法  
刑法  
刑事訴訟法  
一般教養科目

- 3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

前項各号に掲げる科目

法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の経験により修得されるものを含む。)についての科目をいう。次項において同じ。)

- 4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

- 5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

( 司法試験等の実施 )

第7条 司法試験及び**予備試験**は、それぞれ、司法試験委員会が毎年1回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもって公告する。

(合格者の決定方法)

第8条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、**予備試験**の合格者は**司法試験予備試験考査委員**の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第9条 司法試験又は**予備試験**に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第10条 司法試験委員会は、不正の手段によって司法試験若しくは**予備試験**を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により5年以内の期間を定めて司法試験若しくは**予備試験**を受けることができないものとする事ができる。

(受験手数料)

第11条 司法試験又は**予備試験**を受けようとする者は、それぞれ実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなかった場合においても返還しない。

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第12条 法務省に、司法試験委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

司法試験及び**予備試験**を行うこと。

法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び**予備試験**の実施に関する重要事項について調査審議すること。

司法試験及び**予備試験**の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(司法試験考査委員等)

第15条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置き、**予備試験**における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため**司法試験予備試験考査委員**(以下この条及び次条において「**予備試験考査委員**」という。)を置く。

2 司法試験考査委員及び**予備試験考査委員**は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。

3 司法試験審査委員及び予備試験審査委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第16条 第12条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員、司法試験審査委員及び予備試験審査委員に関する事項その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 補足

(法務省令への委任)

第17条 この法律に定めるもののほか、司法試験及び予備試験の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。